

第6期第8回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月25日(月) 午後2時00分から午後3時03分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	△	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	△	23番	佐々木諭	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	△	15番	石崎代里子	○	25番	宮田広幸	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 報告第5号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第12 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件

第13 議案第6号 農地移動適正化あっせんに関する件

第14 同意第1号 むかわ町農業委員会委員の辞任につき同意を求める件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	本日の出席者は24名です。欠席は、5番・山谷和彦委員、12番・佐田正彦委員、13番・藤岡健人委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第8回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、16番・土田泰弘委員、17番・伊藤正人委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件、同意1件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計2件・3筆・44,850㎡となっています。 1番、2番とも、後の報告第5号でご報告します新規農地所有適格法人が花岡地区に設立され、当該農地を経営地として取得するにあたり、これまでの耕作者であります●●さんとの賃貸借契約を解約したものでございます。 法人との農地の賃貸借権設定については、議案第1号でお諮りいたします。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。

議	長	それでは、日程第４ 報告第２号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第２号、朗読及び説明】 ２月につきましては、議案に記載のとおり、２月１３日に川西地区委員会、川東地区委員会、２月１２日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定４件について審議し、適当と判定しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定３件について審議し、適当と判定、また、中間管理事業の農用地利用配分計画の調整１件について審議した結果、こちらも適当と判定しております。 穂別地区委員会では、あっせんの申し出４件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定してございます。あっせんの申し出内容については４ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第２号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第２号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第５ 報告第３号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第３号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。なお、買入協議結果については、議案６ページから１０ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第３号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第６ 報告第４号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第４号、朗読及び説明】 １２ページ・１３ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は昨年１２月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、５年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありま

主 査	した。この申し出に基づきまして町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第４号にてご説明申し上げます。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第４号について、質問意見はありませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第４号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第７ 報告第５号「農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第５号、朗読及び説明】 議案１５ページをお開き下さい。 新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。 <農地所有適格法人>●●は、花岡地区の水田において水稻作付をしながら、その水稻を加工し流通させていくことを主眼に平成３１年１月に新規に会社を設立し農地所有適格法人として営農していくとのことです。これから、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。 １点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。また、株式会社の場合のみ、定款に株式の譲渡制限があるかないかを確認する必要がありますが、本総会資料に定款の写しは付いてませんが、既に提出いただいております定款第７条にて確認済みですので申し添えます。 ２点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案の事業内容欄に１番から１２番まで記載しておりますが、その内６番までに農業に関する事業が記載されている事が確認出来ます。農業以外の事業について、事業内容に盛り込まれておりますが、新規に設立した会社ということもあり、まずは、農産物の生産を行っていく計画であるとのことから、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売り上げの過半は農業収入であることが要件となっていることから、今後事業の在り方と収益の上げ方については注意いただき要件を欠くことの無いように説明をしてきております。 ３点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は１００であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計が７０となるため、要件は満たしていると認められます。 ４点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ１５０日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、取締役である２名は出資者であり、かつ、２人とも年間農業従事日数を１５０日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。 最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間６０日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、取締役２人は、いずれ

主	査	も年間農作業従事日数が60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。以上、〈農地所有適格法人〉●●については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。 なお、農地の取得等、詳細につきましては後の議案第1号でお諮りした際に、ご説明いたします。ここでは、あくまで、参入しようとする法人が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかのご報告とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。 日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。 なお、本案件中、●●委員が構成員となっている法人が被設定人となっており、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。 ご異議ありませんか。 （異議なし）
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第1号、朗読及び説明】 17ページになります。 1番につきましては、平成21年から後継者である●●さんへ使用貸借権を設定して営農しておりますが期間満了を迎えるにあたり、更新の申請があったものです。 2番、3番は、●●さんが議案5番で一部農地を、〈農地所有適格法人〉●●へ売買により経営面積が縮小となることから、さらに規模拡大を図るため申出により、それぞれの農地を賃借するため申請があったものです。 4番から6番は、先ほど報告第5号でご報告した〈農地所有適格法人〉●●が経営地を取得するにあたり、4番・5番は賃借権設定により、6番は売買により取得することの申請があったものです。 7番は、平成22年から後継者である●●さんへ使用貸借権を設定して営農しておりますが、当該地の一部を生前贈与したい旨の申請があったものです。 以上7件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 19ページから32ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1 6	番	1 番から 3 番について現地を確認してきましたので、報告します。 1 番は、●●さんと●●さんの期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として、牧草の作付を行っており、更新後も同様の計画となっています。 2 番、3 番は、先ほど事務局からも説明があったとおり、●●さんが希望により経営規模を拡大する案件です。こちらは、申請地において、ブロッコリー・大豆等を作付する計画となっています。 いずれの農地も、申請者のこれまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
1 9	番	4 番・5 番・6 番について報告します。 先ほど事務局らから報告と説明のあった新たな法人からの申請です。法人の構成員として花岡地区の現役農業者が構成員となっており、中心的に農作業を行うとのこと。作付予定作物も水稻であり、構成員のこれまでの耕作状況から周辺農地への影響はないものと認められます。以上です。
2 3	番	7 番について現地を確認してきましたので、報告します。 事務局からの説明でもありましたが、平成 22 年に息子の●●さんに経営継承され、申請地も使用貸借により耕作されておりますが、双方の希望により、贈与される案件です。 申請地では、今まで同様、南瓜を中心に施設野菜も作付する計画となっており、これまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されると共に周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 日程第 9 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 2 号、朗読及び説明】 3 4 ページになります。 本件は、●●さんが農業用倉庫を建築する案件でございます。申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事

主 査	由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。さらに、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となります。 35ページから38ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
18 番	1番について現地を確認してきたので報告いたします。 本申請は、新たに農業用倉庫を整備する計画です。申請地は、●●さんの経営地に囲まれた農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 日程第10 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が設定人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主 査	【議案第3号、朗読及び説明】 40ページになります。 本件につきましては、●●さんが、●●さんの農地を使用貸借権を設定しながら農家住宅として自己住宅を建設する農地法5条の案件でございます。 申請地の農地区分等については、先月1月総会で、町の農振整備計画の変更に係る意見で異議ない旨ご報告させていただき、町の担い手確保に必要な手段として増川さんの申請住宅を農家住宅として計画変更の事務を進めていますが

主	査	変更後は第1種農地となります。また、第1種農地における、農家住宅の建築は、町の農業振興地域整備計画の中で農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項に位置付けられており、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。さらに、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となります。 41ページから46ページまで、現況地目図・配置図・調査表等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
19	番	本件について現地を確認してきましたので、報告いたします。 本申請は、●●さんが●●さんの農地に使用貸借権を設定しながら農家用住宅を建築する5条転用案件であります。 申請地は、●●さんが従事している●●さんの住宅及び経営している農地に近く、転用面積も最小限に抑えており、周辺農地に与える影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 日程第11 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお本案件中、●●委員、●●委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第4号 所有権移転関係、朗読及び説明】 48ページから、所有権移転5件です。 報告第3号でご報告申し上げました買入れ協議に伴う所有権移転となっております。

主	査	つづいて、５４ページから利用権設定９件です。 【議案第４号 利用権設定関係、朗読及び説明】 出し手の経営規模縮小による利用権設定が１番、２番、４番、６番となっております。 ３番は、所有者が昨年まで別の農業者と利用権を設定しておりましたが、期間満了により新たに利用権の設定を行うものです。 ５番は、所有者の離農に伴う利用権の設定となりますが、農地中間管理事業を利用するため北海道農業公社に利用権の設定となります。なお中間管理機構から農業者への配分については、後の議案第５号でお諮りいたします。 ７番も所有者の離農に伴う利用権設定となりますが、こちらは通常の集積によるものです。 ８番、９番は、報告第４号でご報告申し上げました買い入れ協議により農業公社への所有権移転が完了したため、それぞれ利用権を設定するものです。 以上、所有権移転５件１４筆、利用権設定９件４５筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 所有権移転関係は、４９ページから５３ページ、利用権設定関係は、５７ページから６５ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 日程第１２ 議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【議案第５号、朗読及び説明】 ６７ページ、利用配分計画１件です。 こちらは、先の議案第４号でご決定いただきました、●●さんの農地を中間管理機構に利用権を設定した案件ですが、その後の利用配分について、本議案のとおり機構から●●さんが賃貸を受けようとするものでございます。 利用配分までの流れでございますが、中間管理機構へ本日の総会審議の結果を報告し、さらに、機構から北海道へ申請がなされ、北海道において公告が行われます。道の公告が制度上の貸付の始期となるため、本年４月１２日が予定されております。 被設定人である●●さんは、営農継続が見込まれる認定農業者であることから、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。

主	査	68ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 日程第13 議案第6号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が譲受適格者となっているため、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第6号、朗読及び説明】 70ページになります。 以上、4件について、71ページから74ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。 日程第14 同意第1号「むかわ町農業委員会委員の辞任につき同意を求める件」を議題といたします。なお、本案件は●●委員が対象者となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

支局長 【同意第1号、朗読及び説明】

75ページになります。

このことにつきまして、●●委員より、平成31年2月1日付けで辞任願の提出があり、辞任における委員会の同意を求めるものでございます。

農業委員辞任の要件として、農業委員会等に関する法律第13条第1項にて委員の辞任には正当な理由があることと、市町村長及び農業委員会の同意があることが規定されています。

辞任の理由につきましては、一身上の都合により平成31年2月28日をもって辞任の同意をもとめるものでありますが、主たる理由としては、平成31年2月1日付けで、〈●●●〉に就任され、その職務上、農業委員会の所掌に属する事項に関し適切に遂行できないとのことであります。

農業委員会の同意につきましては、農業委員会の総会にて、総会出席委員の過半数の賛成をもって同意とするものであります。また、任命権者であります、むかわ町から農業委員会へ町は同意する意向の趣旨にて農業委員会における同意の確認照会の通知がきております。今総会結果をむかわ町へ報告し、双方の同意が成立すると正式に辞任になりますことを申し添えいたします。

以上、76ページに農業委員長への辞任願、77ページにむかわ町長より同意確認の照会通知文、78ページにむかわ町長への辞任願を添付しておりますので、ご確認の上、恣意的に進退を判断していない正当な理由に該当するかを勘案していただき、慎重なご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問意見がありませんので、同意第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、同意第1号は同意することとし、むかわ町長に対し回答することとします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、3月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。